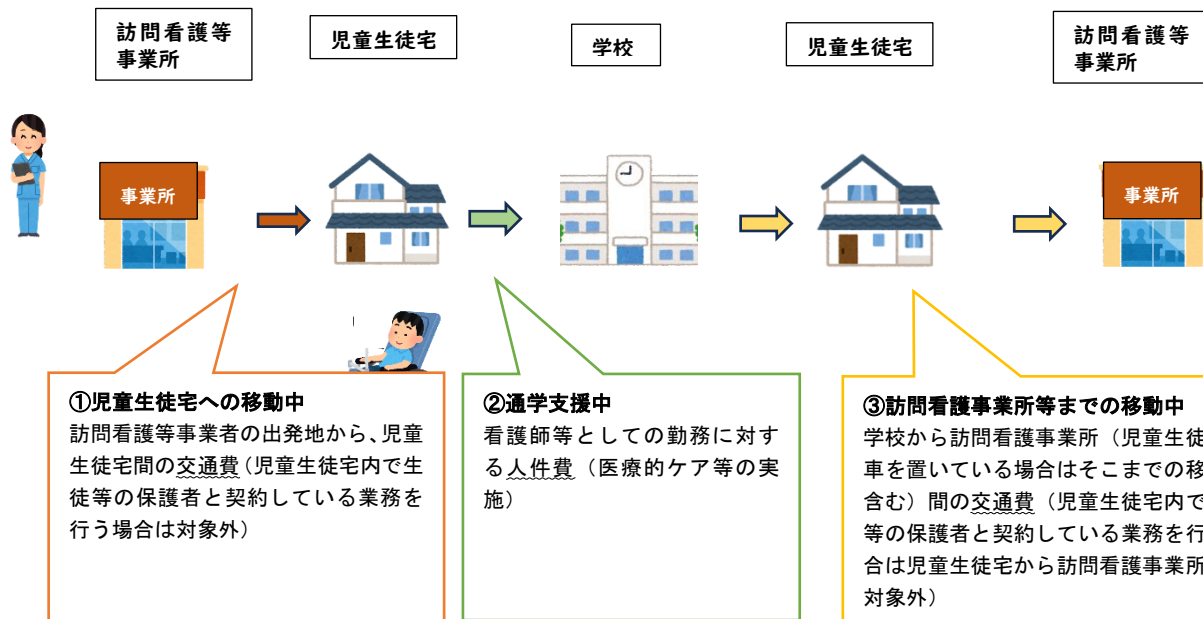


医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業リーフレット（看護師等）

医療的ケアを必要とするためスクールバスに乗車して通学することが困難な児童生徒等を対象とし、通学に係る保護者の負担軽減を図るための制度です。保護者の代わりに福祉タクシー等の車両に、訪問看護事業所等の看護師が同乗して、児童生徒を学校へ送迎します。



訪問看護等事業所との契約内容（イメージ）



1 事前手続きの流れ

- ① 保護者への説明・利用希望調査
- ② 訪問看護等事業者・福祉タクシー等事業者へ協力依頼
- ③ 主治医への依頼（医療的ケア指示書の作成）
- ④ 書類の提出
- ⑤ 県教委による審査
- ⑥ 訪問看護等事業者・福祉タクシー等事業者と県の契約
- ⑦ 試走・打合せ
- ⑧ 通学支援の開始

2 通学中に実施する医療的ケア

通学中に実施が必要で学校で実施している医療的ケアと同程度の医療的ケア

- ・ 口腔鼻腔内吸引
- ・ 気管カニューレ内の吸引
- ・ 気管切開部の衛生管理
- ・ 酸素療法
- ・ その他、県教委が承認した医療的ケア等

3 看護師等の主な業務

- ・ 医療的ケア児の体調確認
- ・ 保護者、学校職員との引継
- ・ 医療的ケアに係る物品の確認（登校：保護者、下校：担任）
- ・ 通学中の医療的ケア・介助等の実施
- ・ 緊急時の保護者連絡、救急車の手配

4 事後手続きの流れ

- ・ 運行ごと：引継ぎシート〈日報〉
- ・ 月ごと：利用明細が記載された請求書を県教委に郵送してください。→県教委が審査し支払い